

函館市企業立地の促進に関する条例補助金

事業者が函館市内に工場等を新設・増設する際に、新たに雇用する雇用者数に応じて…

設備投資に対する助成

設備投資額の
最大30%を補助します

賃料に対する助成

オフィス・工場の賃料の
50%を最大5年間補助します

⇕併用可

雇用増に対する助成

雇用増1人あたり
最大50万円を補助します

*対象業種

製造業・自然科学研究所・植物工場など
データセンター事業・コールセンター業・BPOサービス業・IT関連
事業など

*対象施設

製造業などの工場等、特定事業所など

*対象設備

新設・増設のために直接使用されるもの等。固定資産台帳に登載されるもの(建物・附随設備・機械装置 など)

*対象 雇用者

雇用期間の定めのない者かつ3保険(雇用保険・健康保険・厚生年金
保険)への加入者

*補助要件

設備投資の場合、設備投資額が2,500万円以上かつ雇用増5人以上
賃料補助の場合、雇用増3～5人以上

*詳細は裏面をご覧ください

令和7年度より工場賃借料も対象となりました！

補助金申請～交付の流れ



お問合せ

函館市経済部
工業振興課企業立地担当

☎ 0138-21-3321
✉ yuchi@city.hakodate.hokkaido.jp



類型	対象施設	対象業種	対象地区	補助要件 (投資額・雇用増)	助成内容				
					助成額 ()内は新設の場合	限度額	通算限度額		
①	工場 試験研究施設 特定事業所 国際物流関係施設 等	製造業 試験研究施設 データセンター事業 ソフトウェア業 情報処理・提供サービス業 インターネット附属サービス業 デザイン業 コールセンター業 国際物流関連事業 BPOサービス業	函館 臨空工業団地	2,500万円以上 (土地含む) 5人以上	5～9人 投資額の10% 10～29人 投資額の15% 30～49人 投資額の20% 50人～ 投資額の25%	2億円	1社あたり 5年間で 5億円		
②			函館 テクノパーク	1億円以上 (土地含む) 0～4人	投資額の5%				
③ (新設)			上記の地区 以外の市内					2,500万円以上 (土地含まない) 5人以上	5～9人 投資額の5%(10%) 10～29人 投資額の7.5%(15%) 30～49人 投資額の10%(20%) 50人～ 投資額の12.5%(25%)
④ (増設)				1億円以上 (土地含まない) 0～4人	投資額の2.5%				
⑤									
⑥	特定事業所	データセンター事業 コールセンター業 BPOサービス業	市内全域	* 5人以上 新設または増設	雇用1人に対し 30万円(～100人) 20万円(101人～)	3年間 7,000万円	1社あたり 3年間で 1億円		
⑦					3年間(36月間) オフィス賃料の50% ※市のインキュベーション 施設は除く	1年あたり 1,000万円			
⑧					ソフトウェア業 情報処理・提供サービス業 インターネット附属 サービス業 デザイン業	* 3人以上 新設または増設	1年あたり 雇用増1人に対し 50万円(5年間)	1年あたり 5,000万円	1社あたり 5年間で 2億円
⑨							5年間(60月間) オフィス賃料の50% ※市のインキュベーション 施設は除く	1年あたり 1,000万円	
⑩	工場 試験研究施設 特定事業所 国際物流関係 施設 等	製造業 試験研究施設 国際物流関係事業			5年間(60月間) 工場等賃料の50% ※市のインキュベーション 施設は除く	1社あたり 1年間 1,000万円	1社あたり 5年間で 5,000万円		

* 1事業所(事務所)もしくは1工場ごとに同表に掲げる要件を満たす必要あり

類型⑥と⑦もしくは類型⑧と⑨は併用可

類型1, 3について、本社が市外の場合、助成内容は下記のとおりとなります

類型	対象施設	対象業種	対象地区	補助要件 (投資額・雇用増)	助成内容		
					助成額 ()内は新設の場合	限度額 ()内は 新設の場合	通算限度額
①	工場 試験研究施設 特定事業所 国際物流関係 施設 等	製造業 試験研究施設 データセンター事業 ソフトウェア業 情報処理・提供サービス業 インターネット附属 サービス業 デザイン業 コールセンター業 国際物流関連事業 BPOサービス業	函館 臨空工業団地	2,500万円以上 (土地含む) 5人以上	5～9人 投資額の15% 10～29人 投資額の20% 30～49人 投資額の25% 50人～ 投資額の30%	3億円	1社あたり 5年間で 5億円
③			函館 テクノパーク				

工事(事業)着手日前60日から着手後30日までの期間に認定申請をしていただく必要があります。まずはお問い合わせください。

1. 工場等の建物等の建設に着手した日(基礎工事に着手した日。例えば「杭打ち」を開始した日)
2. 建物等を買取る場合は、当該建物等を取得した日(所有権移転の日)
3. 当該工場等の建設に先立ち機械設備等の取得を行う場合にあっては、機械設備等を取得(納入)した日(機械の据え付け工事が必要な場合は、当該工事を開始した日)
4. 特定事業所においては、新会社設立の場合は法人登記日、支社等設置の場合は、支社設置の準備を開始した日(取締役会議決日等)もしくは、不動産賃貸借契約日。
5. 工場等の設備投資に先がけて新増設する工場等で働く予定の常用雇用者を採用した場合は、その採用年月日